

鐵道整備業 ワイリアム・フルニス・ポツタル 傳約書

太政官

一千八百七十四年第二月廿五日 ウィリアム・フル  
ニス・ボットル氏ト  
日本天皇陛下ノ執事倫敦府スレッドニードル  
費四十番「ワガルリアム・ウオルトル、カギル」ジョン・ロ  
ベルトソン・チャーチス、セーラムス、ファイフ、スチニア  
ルト諸氏ト雙方合議ニ左ノ箇條ヲ約定ス

第一

改約是書ヲ以テ執事ヨリ右ウイリアム・フルニス  
ボットル氏ヲ日本政府ノ為ニ雇用シ日本ヨリ三  
年ノ間同氏建築方ヲ務ハヘキ事ヲ約定ス

第二

日本日本横濱ニ到着スルニ及シテ自ラ鍛道指  
揮官或ハ執事指圖ノ人ニ其旨ヲ達スヘシ而シ

テ鐵道指揮官又ハ官長、指揮、送ニ日本政府  
ノ為ニ何所ニテモ其命ヲ要ル地ニ赴キ、  
職ヲ奉シテ在職中首長官長等、教、送ニ従テ  
其時、規則條令ヲ守ルヘシ

第三

休職ノ儀ハ鐵道指揮官或ハ官長、免許ヲ得サ  
レハ一切為スヘカラスニ病氣或ハ不慮ノ災害  
アル時ト雖ニ其職務ヲ盡ル事能ハサルノ醫師  
證書無キ時ハ勤仕ヲ去ルヘカラス而シテ始體  
其職掌ニ力ヲ竭シ意ヲ注スハシ

第四

若シ不法醜斬其他失行アリ或ハ徇愛中ノ道徳  
ヲ破リ其職ヲ竭サルノ器アル時ハ執事ノ權

ヲ以テ同氏日卒政府勤仕ヲ免點スヘシ

第五

同氏倫敦ヨリ日卒迄ノ路銀を領シ前文日附ヨ  
リ其後在勤中ハ初年毎月三百圓以年同三百五  
十圓末年同四百圓ノ月給日卒通用金ヲ以テ勿  
用日卒ニテ要領スヘシ但シ給料ハ同人死去ノ  
日又ハ失行アリ或ハ約定中違背ノ事アル故ラ  
以テ日卒政府ヨリ免職ノ日又ハ約定ノ期限或  
ハ左ニ記載スル雇入ヲ廢スル期ニ止ムヘシ

第六

病氣ノ為メ勤仕ヲ去ラサルヲ得サル時ハ英國  
送一路銀其外旅費トシテ日卒通用金百圓ヲ要  
領スヘシ

費 七

執事何時ニテモ三ヶ月前ニ報告レテ其日ヨリ  
三ヶ月滿期ノ前ニハ滿期前ニ日卒通用金ニテ  
十二ヶ月分給料ヲ因代ニ興ノル時ハ子細ヲ告  
ケスレテ自由ニ以テ約ヲ廢止スル權アルヘシ

第八

若シ同氏日卒到着ヨリ三ヶ月、期限中其職務  
ヲ免スヘク錢道指揮官申立ル時ハ執事ノ權ヲ  
以テ其雇入ヲ廢止レテ即刻定ノ諸事件皆ナ廢  
棄スルナリ

第九

執事ノ内一員執事總員ニ代リテ諸事件ヲ取扱  
フヘシ但レ一員ノ置ハ候員ニ關ル事トス

第十

約定中違背ノ事アレハ以上ノ事件如何ニ拘ハ  
ラズ其卒務ニ免スト雖ニ執事頭人トナリテ又  
ヲ辦理スヘシ

後證トニテ雙方爰ニ白書スルモノナリ

シ、ゼー、エフ、スチエアルト代理

ゼー、カシノベル

ダビド、スルニス ポツル

ダビド、セー、マクイン

フレイアム、イ、ジオージ

証人

ウォルトル・ブランチページ

文

九

西

ナ以テ同氏日卒政府勤仕ヲ免黙スヘシ

第五

同氏倫敦ヨリ日卒迄、路銀及ニ卒日ヨリ初年  
英二年間ハ月給三百七十五圓其後四百十六圓  
六十七錢ヲ日卒通用金貨ヲ以テ毎月日卒ニテ  
受領スヘシ但シ給料ハ同人死去ノ日スハ失行  
アリ或ハ約定中違背ノ事アル故ヲ以テ日卒政  
府ヨリ免職ノ日又ハ約定ノ期限或ハ左ニ記載  
スル雇入ヲ廢スル期ニ止ムハシ

第六

病氣、為メ勤仕ヲ去ラサルヲ得サル時ハ英國  
迄ノ路銀共外旅費トシテ百圓ヲ日卒通用金貨  
ナ以テ受領スヘシ

費 七

執事何時ニテモ三ヶ月前ニ報告シテ其日ヨリ  
三ヶ月満期ノ節スハ満期前ニ十二ヶ月分ノ月  
給ヲ與フル時ハ子細ヲ告スシテ自由ニ次第約  
ナ廢止スル權アルヘシ

第 八

若シ因故日午到着ヨリ三ヶ月、期滿中其職務  
ヲ免スヘク鐵道司長申立ル時ハ執事ノ權ヲ以  
テ其職へヲ廢止シテ此約定ノ諸事件皆ナ廢棄  
スルナリ

第 九

執事ノ内一員執事總員ニ代リテ諸事件ヲ取扱  
フヘシ但レ一員ノ裏面ハ總員ニ關ル事トス

九  
不

ヂヨンブランヨング脩約書